

地域における地球温暖化対策の推進について

平成22年11月
中国地域発展推進会議

世界的に喫緊の課題である地球温暖化問題を解決し、持続可能な低炭素社会を実現するためには、各地域において、官民が一体となり、取組をより強化していかなければならない。

こうした中、今般、全ての主要国が公平な国際的枠組みのもとで意欲的な目標に合意することを前提とした上で、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減とする中期目標や地球温暖化対策のための税の検討、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設等といった基本的施策を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」が再度、閣議決定され、第176回臨時国会へ提出されたところである。

については、地球温暖化対策の推進に関し、次のとおり提案する。

1 中期目標及び基本的施策に関する検証と目標達成のための具体的方策等の明示

中期目標及び「地球温暖化対策のための税」、「国内排出量取引制度」、「再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度」といった基本的施策については、国民生活・産業活動・雇用に与える影響や国民負担を明らかにすること。

また、部門別、年次別、施策別の削減目標を示し、今後の道筋を明らかにすること。

2 省エネルギー・新エネルギー対策の推進

地域の実情に応じた地球温暖化対策として、省エネルギー・新エネルギーに係る地域住民や事業者に向けた普及啓発、新技術の開発や利用促進等の総合的な対策を推進するための優遇税制措置、助成制度の一層の充実・強化を図ること。

3 森林吸収源対策等の推進

国・地方を通じ、10ヶ年にわたり、二酸化炭素を吸収・貯蔵する役割を果たす森林の整備・保全、木材・木質バイオマス利用等の取組を推進する「森林吸収源10ヶ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力的に推進すること。

また、森林の公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステムの構築に向け積極的な取組を行うこと。

4 地方の地球温暖化対策のための財源確保

地方自治体が地球温暖化対策に果たしている役割を十分に踏まえ、国から地方への税源移譲など地方税を拡充することにより、地方自治体が地球温暖化対策に活用できる財源を確保すること。

5 民生部門の温暖化対策の促進

民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進体制を整備するとともに、地域協議会が行う特色ある取組に対し支援を行うこと。

6 環境と経済の両立の観点を踏まえた特定の地域や産業への配慮

石油や石炭などすべての化石燃料への課税を行う「地球温暖化対策のための税」や企業の温室効果ガスの排出にキャップを課す「国内排出量取引制度」の検討にあたっては、特定の地域や産業へ過度の負担が生じることのないよう、十分な配慮をすること。

平成22年11月17日

中国地域発展推進会議

会長	中国経済連合会会長	福田 督
副会長	山口県知事	二井 関成
	鳥取県知事	平井 伸治
	島根県知事	溝口 善兵衛
	岡山県知事	石井 正弘
	広島県知事	湯崎 英彦
	鳥取県商工会議所連合会会長代行	清水 昭允
	島根経済同友会代表幹事	宮脇 和秀
	岡山県商工会議所連合会会長	岡崎 彬
	広島県商工会議所連合会会頭	大田 哲哉
	山口県商工会議所連合会会頭	林 孝介